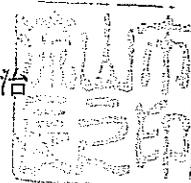




流 総 第 82 号  
平成 25 年 8 月 7 日

流山市議会議長 海老原 功一 様

流山市長 井崎 義治



資料の提出について

平成 25 年 7 月 24 日付け流議第 164 号で提出依頼のあったこのことについて、次のとおり提出します。

記

1 提出資料

(1) 市内各体育施設の利用用途の位置付けについて

2 提出部数

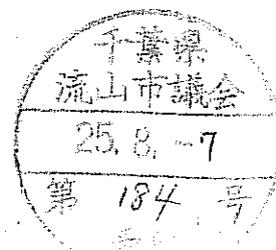
15 部

担当

総務部総務課庶務係

鶴巻・萩田・村山

内線：244・247



## (1) 市内各体育施設の利用用途の位置付けについて

施設		位置づけ	具体的役割
市民総合体育館	メインアリーナ	・中央体育館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の日頃のスポーツ活動を支え、スポーツ拠点にふさわしい大会を開催し、トップアスリートの試合観戦も可能</li> <li>・成人式等文化行事の利用</li> </ul>
	サブアリーナ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域スポーツ施設</li> <li>・メインアリーナの補完施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃のスポーツ活動の場</li> <li>・メインアリーナ利用時の一般利用</li> <li>・メインアリーナで大会を行う時の選手のウォーミングアップの場</li> </ul>
生涯学習センター体育館		市民総合体育館の補完施設	日頃のスポーツの場や小規模なスポーツ・レクリエーション大会の開催。
コミュニティプラザ体育館		市民総合体育館の補完施設	日頃のスポーツの場や小規模なスポーツ・レクリエーション大会の開催。
南流山福祉会館体育室		地域スポーツ施設	地域住民が無料で利用できる日頃のスポーツ活動の場。
学校体育施設(体育館)		地域スポーツ施設	地域住民が無料で利用できる日頃のスポーツ活動の場で、学校教育上支障のない範囲で開放。

※流山市民総合体育館建替え事業 基本方針・基本計画(平成23年11月策定)より